

# 緊急サポート24new 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(適用関係)

1. この会員規約(以下「本規約」といいます。)は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する『緊急サポート24new』(以下「本サービス」といいます。)の利用等に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。諸規定は本規約の一部を構成するものとし、諸規定の内容が本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

### 第2条(定義)

1. 「会員」とは、本規約に同意の上、第2条の3に規定する当社所定の本サービスに関する加入手続を通じて、本条第5項に定める管理会社との間で本サービスの利用契約を締結した個人(以下「個人会員」といいます。)又は法人(以下「法人会員」といいます。)をいいます。会員になることを希望する者(以下「会員希望者」といいます。)は、本サービスの加入手続が行われた時点で本規約に同意したものとみなされます。会員希望者は、当社が、管理会社から提供を受けた本条第9項に定める登録情報を、当社のシステムに登録した時点で会員となります。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が、本サービスの提供を受ける住居として加入手続時に申請した賃貸借物件をいいます。なお、本サービスの対象となるのは、居住用物件(専有部分室内)に限ります。
3. 「利用者」とは、個人会員の場合は、会員及び同居人をいいます。法人会員の場合は、加入手続時に指定した入居者及びその同居人をいいます。
4. 「同居人」とは、会員が本サービスの加入手続を行った時点で、サービス対象物件において会員と同居している配偶者及び3親等以内の方(内縁等これに準ずる方を含みます。)であって、あらかじめ同居人である旨の登録情報があると当社にて認められる方をいいます。当該加入手続を行った後に新たに配偶者及び3親等以内の方が追加された場合は、会員が管理会社を通じて当社に対して当社所定の方法により届け出ることとし、当社がこれを承諾することによって本サービスの適用対象となるものとします。なお、同居人としての登録情報及び追加の届出が無い方は本サービスの対象外とします。
5. 「管理会社」とは、会員が入居する建物の賃貸人から委任を受けて、不動産管理業務を代行する会社をいいます。本サービスは、当社と管理会社で業務提携に関する契約を締結して提供しているサービスです。
6. 「駆けつけ業者」とは、現場駆けつけ対応を行う当社の提携業者をいいます。
7. 「作業員」とは、駆けつけ業者の作業員をいいます。
8. 「現場駆けつけ対応」とは、本サービスにおいて、日常生活上の設備不具合等の解消を図るために、作業員が当該設備不具合等の現場に駆けつけて現地調査や応急処置等を行う対応をいいます。
9. 「登録情報」とは、当社が本サービスの提供を行う上で必要となる、会員の氏名、住所、建物名、連絡先及び同居人の氏名等の情報(以下「会員情報」といいます。)で、管理会社から当社に提供され、当社が登録情報として承諾したものをいいます。

### 第2条の2(法人会員)

法人会員となることができるのは、法人が、サービス対象物件を社宅等として使用することを目的として、法人名義で管理会社との間で加入手続を行なった場合であって、かつ、当該法人の役員又は従業員その他の使用人をサービス対象物件に入居させる場合に限り(社宅等1室につき1契約扱いとします。)

### 第2条の3(加入手続)

加入手続は、当社が管理会社に対してその内容及び方法を指定するものとし、会員希望者は、管理会社を通じて、当該指定された内容及び方法に従い、本サービスに加入するものとします。

### 第3条(本サービスの利用)

1. 利用者は、本規約及び諸規定の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、本サービスの利用に際して、本規約及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。
3. 会員は、同居人(法人会員の場合は、契約における入居者及びその同居人も含みます。本項において以下同じ。)による本サービスの利用に際して、同居人に本規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

### 第4条(有効期間)

1. 本サービスの有効期間の開始日は、管理会社が当社に対して会員情報を提供し、当社が当該会員情報を登録情報として承認した後、当社が指定した日とします。
2. 本サービスの有効期間の終了日は、第7条に定める会員資格の喪失事由が発生した日とします。

### 第5条(会費)

会員は、管理会社に対し、本規約とは別途に定める本サービスに係る利用料金(以下「会費」といいます。)を、管理会社の指定する方法により支払うものとします。

### 第6条(登録情報の変更)

1. 会員は、登録情報に変更があった場合、管理会社に対し直ちにその変更内容を届け出るものとします。
2. 会員は、登録情報に不備又は変更があるにもかかわらず、その届出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。
3. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により利用者又は法人会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第7条(会員資格の喪失及び本サービスの提供拒否)

1. 会員は、次の各号の場合には、会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 管理会社との間で当社が指定する退会手続を経た場合
  - (2) サービス対象物件から退去した場合
  - (3) サービス対象物件の管理会社に変更があった場合又は入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合
2. 利用者及び法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社及び管理会社は、会員の同意なく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、会員は会員資格を喪失するものとします。なお、管理会社が会員資格を取り消すか否かにかかわらず、当社は、利用者及び法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの全部又は一部の提供を拒否することがあります。
  - (1) 加入手続の際に虚偽の申告をした場合
  - (2) 本規約又は諸規定の定めを違反した場合
  - (3) 第5条の会費及び第13条第1項の追加料金の支払いを怠った場合
  - (4) 暴力、威力若しくは詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する者である場合、又はこれと密接な関係を有する者である場合
  - (5) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
  - (6) 当社又は当社の業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の不要な問合せを行う、又は悪質な嫌がらせを行うなど当社及び当社の業務提携先等の業務を妨害した場合、若しくは業務に支障をきたした場合
  - (7) 不適切な対応、態度、言動、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると当社が判断した場合
  - (8) 当社又は当社の業務提携先等の社員(パート及びアルバイト等を含む)及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合
  - (9) 会員の所在が不明となった場合、その他、当社の裁量により利用者又は法人会員として不適切とみなした場合

#### 第8条(個人情報)

1. 当社は本サービスの運営において知り得た会員及び利用者(以下、「会員等」といいます。)の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
  - (1) 当事業活動における各種サービスを提供するため
  - (2) 会員等に対して、当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
  - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要がある場合
  - (4) 会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。
  - (1) 会員等が同意している場合
  - (2) 個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。
4. 当社は、会員等又はその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員等の個人情報の取り扱いにつきましては、プライバシーポリシー(<https://www.jbr.co.jp/privacy/>)をご確認ください。

#### 第9条(消費税率又は地方消費税率の変更)

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第5条で定める会費及び第13条第1項に定める追加料金その他本サービスの提供に基づき発生する料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、あらかじめ同意するものとします。その他の税込価格の料金についても同様とします。

#### 第10条(規約の追加変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト、その他所定の方法により告知するものとします。
  - (1) 本規約の改定が、会員の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の改定が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項による場合のほか、事前に改定後の内容を当社ウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により告知し、会員が、告知後に当社に特段の申出をすることなく本サービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うこととします。

#### 第11条(反社会的勢力の排除)

1. 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、

また行わないことを確約するものとします。

(1) 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜グループ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であること、又は次のいずれかに該当すること

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員等が、自ら又は第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた要求行為
- ③ 本サービスに関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

2. 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

#### 第12条(準拠法・合意管轄)

1. 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとします。
2. 本規約に関する訴訟については、その訴額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第2章 緊急サポートサービス

##### 第13条(内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号の日常生活上における設備不具合等(以下「設備不具合等」といいます。)が生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、設備不具合等の解決を図るための情報提供又は当社が別途定める実施要領(以下「実施要領」といいます。)に記載の現場駆けつけ対応を受けることができます。ただし、当社が利用者から本サービスに関する連絡を受けた後に利用者と連絡が取れない状態が24時間以上経過した場合には、当社は本サービスへの対応を当社の判断により任意に終了することができます。なお、現場駆けつけ対応は設備不具合等の完全な解決及び現場への特定の出勤時刻を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合がありますことにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。
  - (1) 玄関カギの紛失・故障等の不具合(ただし、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかることがあります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
  - (2) 給排水設備の不具合
  - (3) 当窓ガラスの破損(18時以降は養生作業のみとなる可能性があります。)
  - (4) ガス機器の不具合
  - (5) 電気設備の不具合(9:00 ~ 18:00以外の時間帯については、出勤対応ができない場合があります。)
  - (6) 安否確認のサポート
2. 前項(第6号の場合を除く。)の本サービス対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. 本条第1項の現場駆けつけ対応の対象となるのは、実施要領に定める基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとします。実施要領に定める基本作業に該当しないもの又は再度の訪問及び作業については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの対象外とします。また、現場駆けつけ対応は、設備不具合等の完全な解決を保証するものではなく、設備不具合等の内容や現場駆けつけ対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応、又は現場確認後に管理会社へ報告を行うのみの対応にとどまる場合があることにつき利用者はあらかじめ同意するものとします。
4. 現場駆けつけ対応では設備不具合等が解決できないと考えられる場合、又は二次被害が発生することが、当社の判断により現場駆けつけ対応を行わないことがある旨に会員はあらかじめ同意するものとします。
5. 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。
6. 利用者は、作業員が、現場において設備不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとします。
7. 当社は、現場駆けつけ対応において、原則として、作業員が現場に到着した時点を起算点として1回当たり最大60分間までの実施要領に定める基本作業を行うものとします。ただし、設備不具合等が解決したと当社が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であると当社が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと当社が判断した場合は、当社はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとします。

##### 第14条(追加料金)

1. 会員は、次の各号の場合、会費とは別に追加の料金(以下、「追加料金」といいます。)を負担することがあります。なお、本条第1号及び第2号の場合は、当社又は当社の業務提携先より、費用の発生及び負担についてあらかじめ説明と確認をいたしま

す。

- (1)1回当たりの作業が60分を超過した場合(追加料金は超過10分ごとに1,650円(税込))
  - (2)現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合
  - (3)利用者の都合により、現場駆けつけ対応がキャンセルされた場合(追加料金6,050円(税込))
  - (4)当社又は当社の業務提携先が、利用者の責めに帰すべき事由により前各号以外の実費等を負担した場合
2. 当社及び当社の業務提携先は、前項の追加料金の請求業務を第三者に委託することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第15条(除外事項)

1. 次の各号に掲げる場合は、本サービスの対象外とします。
  - (1)建物共有部分に関する要請の場合(所謂シェアハウスの場合における共同使用部分を含む。)
  - (2)建具に関する設備不具合等の場合
  - (3)利用者又は法人会員が所有する家電製品等に関する設備不具合等の場合
  - (4)入居日から1カ月以内の故障・破損に関する設備不具合等の場合
  - (5)入居当初に発見することができなかった故障・破損に関する設備不具合等の場合
  - (6)原状回復及び建物の施工不良(リフォーム)等に起因する設備不具合等の場合
  - (7)利用者以外からの要請の場合
  - (8)実施要領に記載するもの以外の対応の場合
  - (9)利用者ご自身で修繕業者を手配するなど当社が提供するサービス以外を利用された場合
  - (10)地震、台風、豪雨、落雷、津波、竜巻、寒波、大雪等の天災や火災における設備不具合等の場合
  - (11)暴動、テロ、革命、戦争等の非常事態における設備不具合等の場合
  - (12)離島・山岳地域における設備不具合等の場合
  - (13)その他当社又は業務提携先が不適切と判断した場合
2. 次の各号に掲げる作業は、本サービスの対象外とします。
  - (1)破壊による開錠作業
  - (2)電球・管球やフィルター等の消耗品交換

### 第3章 健康医療情報サポートサービス

#### 第16条(内容)

利用者は、年3回を上限として、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関や行政機関等の相談窓口の紹介を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。なお、このサービスは当社が診察・治療等の医療行為を行うものではなく、また、当社が直接問題の解決を図るものではありません。

### 第4章 盗難転居サポートサービス

#### 第17条(内容)

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます。)において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

#### 第18条(見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- (1)所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- (2)侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
- (3)転居先の住戸について、当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として賃貸借契約を締結していること
- (4)本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
- (5)本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

#### 第19条(除外事由)

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- (1)サービス対象物件に施錠がされていない等、利用者の故意又は過失による場合
- (2)サービス対象物件に施錠がされていない間の侵入盗難被害、又はその未遂ないし疑いがある場合
- (3)利用者がサービス対象物件に在宅中の侵入盗難被害、又はその未遂若しくは疑いがある場合
- (4)利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に入居することが可能な者による侵入盗難被害の場合
- (5)地震等の天災や火災、暴動等、非常時における侵入盗被害の場合
- (6)その他当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

#### 第20条(手続)

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
  - (1)当社所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含みます。)
  - (2)転居先の賃貸借契約書の写し

2. 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定する者は、会員の指定した金融機関口座に、遅滞無く見舞金を送金します。

#### 第21条(他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

#### 個人情報の取扱いに関する同意書面

本書面は、今回お客様からお預かりした個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせくださる場合は、下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問い合わせください。

##### 1. 個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。

- (1) 当社事業活動における各種サービスをご提供するため
- (2) お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- (3) (1)に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため
- (4) お客様から頂いたご相談・お問い合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため  
ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。
  - ・法令に基づく場合
  - ・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

##### 2. 個人データの共同利用

- (1) 当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。

###### (2) 個人データの項目

お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。

###### (3) 共同利用するグループ会社等

レスキュー損害保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社、

ジャパンワランティサポート株式会社、株式会社生活救急車

###### (4) 共同利用する目的

1. 当社事業活動における各種サービスをご提供するため
2. お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
3. 1. に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため
4. お客様から頂いたご相談・お問い合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため

###### (5) 個人データ管理責任者: ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名古屋市中区錦1-10-20 アーバンネット伏見ビル5階

代表取締役 榎原 暢宏

(6) 取得方法: 申込書等

##### 3. 個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することがあります。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でお客様の個人情報を委託します。

##### 4. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報を復元することができないようにした情報(匿名加工情報)についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

##### 5. 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

##### 6. 個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 当社運営 Web サイトの個人情報の取扱いについて

当社は、当社運営の Web サイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie 及び匿名 ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

- (1) 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため
- (2) 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
- (3) 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等(以下「規約等」といいます。)に違反する行為に対する対応のため
- (4) 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (5) 個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

8. 保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知

事業者名

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名古屋市中区錦 1-10-20 アーバンネット伏見ビル 5F

代表取締役 榎原 暢宏

当社の個人情報管理責任者(「個人情報保護管理者」)

所属: 管理本部長

連絡先(e-mail): info@jbr.co.jp

9. 保有個人データの利用目的

a. 役員等を含む従業員の保有個人データ

■当社の人事労務管理のため

b. 採用応募者に関する保有個人データ

■採用審査のため

c. プライバシーマーク運用に伴い発生する保有個人データ

■プライバシーマーク運用管理のため

d. お客様等、外部のお取引先からお預かりする保有個人データ

■お客様からのお預かり情報 サポート管理のため

e. お取引先に関する保有個人データ

■お取引に関する管理のため

10. 保有個人データの安全管理措置

当社規定に基づき、データを保護します。

11. お問い合わせ、訂正・利用停止

当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

12 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

【保有個人データ又は第三者提供記録に関する苦情及び請求(開示/訂正等)のお問い合わせ】

窓口: 管理本部管理部総務課 苦情相談窓口担当

連絡先(e-mail): info@jbr.co.jp

2023 年 10 月 1 日改定